

一般社団法人日本膝関節学会 会費に関する規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本膝関節学会（以下「この法人」という。）の定款第7条1項に定める正会員、準会員、賛助会員又は臨時会員（以下「正会員等」という。）が支払う会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会費）

会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

年額15,000円

(2) 準会員

年額6,000円

(3) 賛助会員

年額1口100,000円で1口以上。

(4) 臨時会員

年額5,000円

第3条（会費の納入）

この法人に入会した正会員等は、その事業年度の会費をこの法人所定の方法に従って納入しなければならない。

- 2 正会員等は、毎事業年度の会費として、この法人所定の期日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

第4条（資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等）

正会員等が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

- 2 この法人は、正会員等が納入した当該事業年度の年会費については、これを返還しない。

第5条（規則の変更）

この規則は理事会の決議を経て変更することができる。

附 則

この規則は、令和5年10月4日から施行する。